

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和2年度第2回松阪市人権施策審議会
2. 開催日時	令和2年12月23日(水) 午前10時~午前12時
3. 開催場所	松阪市役所 議会棟第3・第4委員会室
4. 出席者氏名	【委員】 筒井美幸、青木浩乃、井川東、一ノ木孝明、栗田季佳、 酒井由美、鈴木清子、関口信人、世古佳清、竹岡由美子、 前田浩、水本雅久、渡邊和己 【事務局】 環境生活部長(村林) 人権・男女共同参画課長(武田) 人権・男女共同参画課 人権担当主幹(佐波) 人権・男女共同参画課(磯田) 【関係各課】 障がい福祉課長(西嶋)、子ども支援研究センター所長(西出)、 こども支援課長(北川)、高齢者支援担当参事(西山)、 保護担当参事(松田)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyō.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. その他

議事録

別紙のとおり

令和2年度第2回松阪市人権施策審議会議事録

- 【日 時】 令和2年12月23日（水） 午前10時～午前12時
- 【場 所】 松阪市役所議会棟第3・第4委員会室
- 【出席委員】 (13人)筒井美幸、青木浩乃、井川東、一ノ木孝明、栗田季佳、酒井由美、鈴木清子、関口信人、世古佳清、竹岡由美子、前田浩、水本雅久、渡邊和己
- 【欠席委員】 (2人)皆川治廣、庄下としゑ
- 【事務局】 環境生活部長（村林）
人権・男女共同参画課長（武田）
人権・男女共同参画課 人権担当主幹（佐波）
人権・男女共同参画課（磯田）
- 【関係各課】 障がい福祉課長（西嶋）、子ども支援研究センター所長（西出）、
こども支援課長（北川）、高齢者支援担当参事（西山）、保護担当参事（松田）

○人権担当主幹より開会の辞

○欠席者報告

皆川治廣委員、庄下としゑ委員

○傍聴者報告

0名。

○環境生活部長よりあいさつ

それでは皆様改めまして、おはようございます。環境生活部の村林でございます。
今年も残すところ一週間あまりということになりまして、皆さん何かとお忙しい中を、第2回の審議会の方にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の協議内容につきましても、前回に引き続き、人権施策の行動計画に基づく、昨年度の進捗管理、評価検証をしていただくということでございます。それぞれのお立場におきまして、いろいろなご意見を聞かせていただきまして、今後活かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 議事
1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
 2. その他

議事録

【事務局】

本日の審議につきましては、事項書をご覧ください。1番、松阪市人権施策行動計画評価検証について、前回の続きをお願いいたします。2番、その他、こちらは事務局からのお願いと、委員皆様における活動や取り組みについて意見交換をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。あと、資料の方をつけさせていただいております。来年になりますが、1月24日の講演会、2月6日の映画会につきましてチラシを、それから、前回の審議会におきまして、お話のございました、UDトークの資料を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは、審議会規則に基づきまして、筒井会長にお任せしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは改めまして皆様おはようございます。規則に従いまして進行の方、務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。前回、皆さんにお配りをいただいているこの評価検証実施事業一覧というのを今日お持ちでしょうか。前回この6番の(1)同和問題まで、終了しましたので、本日は6番(2)の女性の人権から、(11)のさまざまな人権問題ということで五つのテーマについて皆さんにご意見いただきたいと思っております。スムーズに議事が進行するようでしたら途中休憩なしで終わるかもしれませんが、活発な意見交換になってきましたら途中で休憩を挟んで、続きをやりたいというふうに思っております。それと最後に、先ほど事務局からもご紹介ありましたが、皆さんの活動されてる中で人権に関係したりいろんな活動してもらってると思うんですが、活動の報告というか、情報交換をしていただくことで、ご自身の活動にさらに役に立ていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、評価検証実施事業一覧の6(2)女性の人権についてですね、事業名が女性保護事業ということで、冊子の58ページの方をご覧ください。ではこども支援課さん。よろしくお願いいたします。

【こども支援課長】

皆さんおはようございます。こども支援課の北川でございます。それでは女性保護事業につきまして、ご説明いたします。この事業は、売春防止法による要保護女子並びに配偶者からの暴力の防止、及び被害者の保護に関する法律によるDV被害者の保護及び自立支援のため、関係機関と連携し、保護や支援の必要な女性の相談に応じ、相談者の問題解決、及び不安の軽減を図るものであります。令和元年度は、DV被害を受けた女性をはじめ、保護や支援の必要な女性の相談に応じ、令和元年度の実績としては、相談件数が延べ825件ありました。対象となる女性を保護することで、女性・子どものさまざまな権利を守ることもつながっていくと思われまふ。今後も、関係機関との連携を深め、保護や支援の必要な女

性の相談に応じていくものであります。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。それでは皆様この件につきましてご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

【委員】

おはようございます。すいません。この母子生活支援施設入所事業というこども支援課さんの事業を非常に高く評価したいと思います。理由がありまして、先ほど DV 被害を受けた女性をはじめという事業とともに、小学生以上の保護者の相談窓口を設置されて、社会問題になっております虐待や、不登校、健康問題ですね。ご本人の健康問題とか、介護問題、あとシングルマザーの環境問題とかいろいろ女性というところで、問題を非常に抱えて過ごしている方が多いのですが、子育て支援の立場から、乳幼児のお母さん方が、健康センターはるるさんの方で、ご相談さしていただいているんですけども、小学生から親の保護者様というのは、なかなか人に相談するということができず、行政さんに相談するというのはなかなか敷居が高いという、声を聞いておったのですが、メールで相談できたり、お電話で相談できないことを、メールなどの非常に入り込みやすいような形で窓口を設置されたということで、今取り組みをされているのですけれども、私今子育ての現場におりまして、非常にヘルプを出しにくい女性の方が多いと思うんです。まだ出し方までわからないという女性の方もいらっしゃるしまして、その窓口が設置されたとしても、どう相談していいかわからないであるとか、自分の個人情報漏れることが非常にためらいの原因であるとか、非常に複雑な理由を抱えて、なかなか外にいけないという声も実際に聞いております。なので、私ども民間の窓口であるとか、社会福祉協議会様がやっていらっしゃる殿町カフェのような気軽に相談できるような、相談しに来てくださいというのではなくって、ちょっと立ち寄ったときに少し相談してみようかなというような雰囲気づくりであるとか、そういうものを連携してさせていただいたら非常に良い流れになるのではないかと考えております。これからの事業といいますか、さらなる展開を見させていただきたいと思い、また、高く評価したいと思います。

【会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか。

【こども支援課長】

いろいろありがとうございます。私どもとしましても、申し上げましたように、いろんな手段を使って、女性の方や、お子様のことに関して支援ができるよう努めていきたいと思っております。よろしく願います。ありがとうございます。

【会長】

はい。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

【委員】

よろしいですか。一つはですね、相談員の方が何名ぐらい見えるのかということが一つと、それからもうちょっと支援施設を実際に利用されている方については、松阪市で何人いるのか、その辺りを教えてください。

【こども支援課長】

まず相談員の数なんですけれども、今、こども支援課のこども家庭支援係に、7名職員がおりまして対応しておりますが、児童虐待の部分も含めてなんですけれども、女性の問題につきましては主に2名の職員が対応しておるところでございます。2点目の施設の利用をされてる方が見るのかどうか。

【委員】

支援施設の方ですね。

【こども支援課長】

市の施設としてはないですけれども

【委員】

入所されている方ですね。

【こども支援課長】

入所されている方は実際はもうみえるんですけれども、件数としましては、その日の変動がありますことから、申し訳ないんですが、三重県下全体なんですけれども暴力等で一時保護された方は、令和元年度で44名みえるということでございます。以上でございます。

【委員】

相談員の方たちがですね、どれくらいいらっしゃるかということをお聞きさせていただきましたが、できるだけ気軽にですね相談ができる体制ということになると、市役所の窓口だけでやっていただくのではなく、関連のよその方たちが出入りされるようなところへですね配置していただくことはできませんかね。市役所にわざわざ来るとなると先ほどおっしゃってみえた通り、少し敷居が高いような相談に来にくいようなそんなところがあると思うのですが、その辺りはいかがですか。なかなか難しい問題だと思いますが。

【こども支援課長】

実際に人を配置してっていうことになりますと、難しい面もございますので、一般的にはお電話での相談っていうのがございまして、先ほど言っていただきましたメールなどのコミュニティのアプリのラインを使ってですね、相談もできるようにですね、体制を整えておるところでございます。

【委員】

7名と言われたけども、この方は7名全員が毎日いるのではなくて日替わりで変わられるということですか。

【こども支援課長】

7名の職員は常駐しております。

【委員】

それだけに、その方たちの動き方によっては、相談の内容も受けやすいというか、できたらその市役所だけではなくて

【会長】

出向いて相談を受けてもらえればいいなと思います。

【こども支援課長】

また、いろいろおっしゃられた件につきまして検討していきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

【会長】

先ほどご発言いただきました、いくつかそういう相談窓口になってくださっている行政の方とか社協とか、また市民団体の方とか、その辺の連携をこれから図れると良いというお話があったかと思うんですけど、その連携を図っていく中で相談員さんがどうやって、関わっていくかっていうことも併せて、お考えいただくと、今のご意見がちょっと加味されていくんじゃないかなというふうに思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは他にいかがでしょうか。ありがとうございました。それでは、女性保護事業についてはこれで終了をしたいと思います。続きまして(3)の子どもの人権、事業名が教育支援センター推進事業ですね。80ページの方をご覧ください。こちらの方は学校支援課さんよろしくをお願いいたします。

【子ども支援研究センター長】

失礼します。子供支援研究センターの西出です。教育支援センター推進事業についてよろしくお願いたします。事業の目的は、教育支援センターの「鈴の森教室」と「三雲やまゆり教室」の2教室において、不登校児童生徒への支援を行うことです。実施内容としまして、「鈴の森教室」では小グループ支援を中心に、「三雲やまゆり教室」では個人または少人数での支援を中心に通室指導や、その保護者への相談支援を、学校や関係機関と連携もしながら行いました。元年度は、両教室合わせて32名が通室しており、支援を行うことで、学校へ少しずつ行けるようになった、高校へ進学したなどの改善が見られた児童生徒は21名でした。不登校児童生徒が、支援センターの教室へ通い始める時期はさまざまであり、年度途中から通い始めた子どもたちなど支援の期間が短いと、年度内に学校へつなげることは難しいところもあり、改善率の目標値には届きませんでした。が、中学3年生の通室生については、10名全員が高校へ進学することができました。また在校生についても、安心して過ごせる場所や心のエネルギーをためる場所となり、子どもたちの表情を和らげることができました。今後も、通室生一人ひとりの状況を把握していけるように、指導員同士で子どもの様子を共有するなど連携を取ることや、指導員の資質向上を目指して支援にかかわる研修を進めながら、効果的な支援を行っていきえるようにしたいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。それでは、この件につきましてご意見やご発言ありましたら、よろしくお願いたします。

【委員】

私普段は社会福祉法人で、障がい者の方の支援しておるんですけども、先日、実はある自治体の地区の方から、小学校の方で不登校の方がいらっしゃってどうしたらいいかわからないということで、ご相談がありました。電話でいろいろ相談を受けたんですけども、こういった教育支援の事業をされてるのであれば、そういった電話はこちらには来ないはずだと思うんですけども、そういった点、前の議題でも上がったんですけども、もっと末端までできるような仕組みを少し考えていただいた方がいいのかなというふうには思うんですけども。

【子ども支援研究センター長】

ありがとうございます。松阪市の子ども支援研究センター内に、カウンセラーを配置し相談を受けていたりとか、育ちの丘ということで発達相談を受ける機関もあります。いろいろな相談機関という一覧を各家庭に4月5月に学校を通じて配布しているんですけど、今日こういう場合にどこに相談したらいいのだろうと、学校に行きにくいだけけれど、うちの子は何に悩んでいるのだろうということ、窓口がはっきりしないという部分はこちらの

検討かなと思うんですけども、いろんなどこへかけていただいてそこから、それだったら子ども支援研究センターにかけていただいたらって紹介いただいたんですという電話もあれば、反対にこちらから、発達に関わる部分ですと育ちの丘ですねというふうに紹介させていただいたり、掲示の仕方についてはおっしゃっていただいた通り、これから検討していかなければいけないのかなと思うんですけど、各機関はそういうところで、相談を受けながら、うちではないですよということではなく、ある程度相談できるところについて、他の機関にまわした方が、もう少しいろんな支援が受けただけなのかなという連携はしていきたいと思います。

【委員】

当事者への相談窓口も必要なんですけど、そればかりではやはり末端まで行き届かない部分があると思うので、施設みたいなケースですよ。こういった場合には、うちに相談くださいねっていうアプローチもあっていいのかなっていうの思います。社会福祉法人として、やはり地域に貢献するという、一緒になってくるので、その辺は協力できるかなっていうふうには思ってます。

【子ども支援研究センター長】

各相談機関と子ども支援研究センターの窓口を知ってもらう、周知していただくということは、やっぱりこちらで考えていかないのかなと思います。相談機関との連携というところを考えていきたいと思います。

【会長】

それでは他にいかがでしょうか。

【委員】

ちょっと関連するテーマですので続けて失礼いたします。非常に大切なところのお話だと思うんですけども、今スクールカウンセラーさんが、学校を回られているという状況なんですけど、担任の先生からの紹介で初めてスクールカウンセラーさんに、つなげていただくというような、そういう流れが多いように思うんです。それを例えばつなげていただけない方はそのまま悩んだまま時間が過ぎてしまうというようなこともあるようなんですが、本当に困っている人をカウンセラーの先生につなぐであるとか、困ってる人、見つけ出すというようなところがちょっと非常に難しいところだと思うんですけども、その潜在的に悩んでいる人を救い出してあげるようなサポートというか、今そういうものをすごく必要だなと感じてですね、これは子供の発達という相談ばかりではなく、親のメンタルケアっていうのも非常に大切なところでして、実際に私もスクールカウンセラーさんにお世話になったことあるんですけども、非常に子どもの発達で悩みがちになると、親がズドンと落ちてしまって、

それがちょっと虐待にいつてしまったり、例えば逆に子育てを放棄してしまうとか、そういうことにもなり得る危険性があるなど自分自身感じたことがあるんです。なので、非常につなげるといところを大切に、やっぱりメンタルケアが非常に大切なところかなと最近、特に思います。不登校に関しましては、親の価値観が多様になってきて、不登校を受け入れるというそういう親御さんも増えてきます。その増えてきてるっていう言い方ちょっとおかしいかもしれませんが。少人数はいらっしゃいます。不登校は悪くない、むしろその環境が悪いからうちの子どもは行かないっていうのは当たり前だという、そういう価値観で、半年近く学校をお休みになっているという方が私の知り合いにもいらっしゃいます。なので、不登校というのはどういうことなのか、学校に行くことがどういうことなのか、やっぱりその社会に出ていくといところの、一段階でもある学校ですので、その考え方でいうのをもう少しこう浸透させたほうがいいというような、不登校といところを、もっと話し合っていかなくてはいけないと思います。この教育支援センター推進事業といところが、非常にこれからの子どもを育てるために、重要な事業となってくるとい思いますので、本当に真剣に困っている人を救い出して、サポートできるやり方を皆さんで考えていっていただきたいとい思います。お願いします。

【子ども支援研究センター長】

ありがとうございます。子ども支援研究センターは学校支援課の中にありますので、別の組織ですが、学校支援課として今年相談員が増えました。在駐しております。どういうことをするかといと、学校でちょっと出にくくなった子に対してどういう支援をしたらいいかといそのケース会議に呼んでいただいて、そこで親とつながって、そこから親の方にどう相談したらどうだろう、スクールカウンセラーに相談したらどうだろうと進めます。そのことで、学校が今まではどういうふうに、出にくくなって、まだ前兆だけで不登校じゃないかもねっていう、迷っている段階で、なかなか落ち着けなくて、気づいたらちょっと長くなっちゃったねといことではなくて、早い段階でこういう相談をしてもらった後はこういうことの対応があるよねといことをしていく中で、やっぱりこちらへの相談も多くなったかなとい思います。おうちの方との繋がりも増えてきたといところもあります。本当にありがたいとい思います。やっぱり今、教えていただいたように、どうしても不登校といことに対しての考えは変わらないと、なかなか難しい部分もあるとい思います。教師のその学校に来てないとい子ども達が考え方を合わせて、おうちの方との話の中で、子ども達がどういうふうに社会に出ていく中で、大事なのは学校内のことだけがその場を回るものではないといところも、一緒に親、教師、いろんなところで学んでいかなければいけないかなといふうに考えています。これからいろんなご意見をいただいて、こちらも研究していきたいとい思います。ありがとうございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。その他はよろしいでしょうか。

【委員】

すいませんちょっと確認したいんですけども、目標数値の中でパーセントであがっているのですが、何人中達成できたのか、できれば延べ人数でお願いします。

【子ども支援研究センター長】

昨年度、通所者 32 名おりました。学校へ帰れるようになった、また、中 3 の子どもは高校へ進学したという観点で、改善率として 21 名改善したとなっています。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

さっき不登校のとらえ方のお話があったわけですけども、学校で居場所を失った子どもにとって、他に自分がいても良い場所、安心できる場所があるということはとても大切なことだと思います。こういう教室があることは意義があることだと感じています。さっき委員さんもおっしゃっていましたが、やっぱり学校に行けなくなるというのは、本人だけの原因というか、何かいろんな思いがあるわけだと思います。例えば、周りの友達と先生や学校の活動とか、色んな環境・関係の中で生じてくると思います。それは子どもの病気で障がいの社会モデル、障がいのある本人の特性が困難とか問題とかを引き起こしているわけではなくて、それを受け入れられない社会との間で生じている、それは不登校とか、学校でトラブルと言われるということあるんじゃないかなと思うんですね。それ考えたときに、その本人に働きかけていくということじゃなくて、さっきから議論があるように、保護者さんとか、学校さんとか環境を含めて考えていかないと、なかなかその問題に取り組んでいくのは難しいと。ちょっと気になったのは、取り組み自体は大切なことだと思うんですけども、この目標に上げられている、学校に復帰することがゴールになっているのはどうなんだろうかと、それよりも、その子が安心して生活できる、自尊心とかここにいていいんだっていう安心感だとか、そういうところの方が今目指すべき指標として、あってもいいのかなと思います。行かなければいけないんだということで学校への義務感みたいなものがすごくあって、あくまで学校というものは権利で「あなたは行くことができるんだよ」「あなたが通える学校にすることを保証することが社会の役割ですよ」というメッセージだと思うので、その辺り考えであるとか、もろもろ検討をいただけたらと思うのですが。

【子ども支援研究センター長】

ありがとうございます。学校に行くことを目標にすると、ここの支援が中学校 3 年生ま

でなので 3 年生の段階で卒業だから学校へ復帰させるということを支援する側が焦ってしまうということがあります、マイナスになるので、センターの考え・目的として、第1は学校復帰を目標としております。ただ、子どもの様子を見て、大きな目標としては社会的自立ということで、やっぱり社会の中で自分の居場所を見つけるにあたり、社会に関わるような関係を作ればなということ大きな目標として掲げて支援をしております。

【委員】

目的にかなった目標設定をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【委員】

元高校の教員なのですが、僕の経験したことを言いますと、5人ぐらいの仲間がいましたね。いつも5人ぐらいでお昼弁当を食べたり、仲間で集まってワイワイガヤガヤしたりしてるんですけど、その中に1人のやっぱり変探しの名人ってのがいるんです。5人グループの中で例えばAさんがBさんに対して、「なあなあ、Eさんのがちょっと変っちゃう」っていうんですね。それがね、AさんからDさんまで広がっていくと、変っちゃうって言われたEさんはね、次の日朝行っておはようって言っても声かけてもらえない。ライングループがあって一緒に入ろうとしてもブロックされて入れない。つまりね、子どもたちが、仲間の変というのをね、認められないんですよね。そんなことからその子はもう学校に行けなくなってしまうっていう要因を、それによく似た事例を考えて、多く見てきています。ですから、そういう部分でいうとやっぱり子どもの人権感覚といいますかですね、そこを根本的に、違ってええやんっていうことをもっと子どもたちの中に浸透していかないと、不登校ってのはなくならない可能性がありますね。意見です。

【子ども支援研究センター長】

子どもたちと一緒に不登校の子と関わっているとそこはすごく感じる場所があります。なぜこういうふうな、学校の中で言うたら、変だと言われるのだろうという形で、やっぱり居場所がなくなって帰ってくる子が多いです。支援センターの中で一番大きな目標としてるのは、本当に、あなたにそのままでいいんだよ。今自分が思ったこと、感じたこと、やりたいことをやっていいよっていう、そういうスタンスで支援を行っています。やはりその中で通い始めた時は、指導員としか関われなかった子が、ちょっと友達に声をかけてみたという様子を見ると、今の子どもたちに大事なものは、いろんなタイプの子どもがいて、いろんな人があるんだから、あなたはそのままでもいいんだよっていう実感をもってもらえるような学校教育であったり、そういう子ども支援なのかなと感じさせていただきます。

【会長】

どうしてその子どもたちね、5人のグループの中で変を見つけるんですかね。変を見つけ

たがるんですかね。

【委員】

例えば僕が経験した子はね。お昼ご飯食べる時に弁当ですが、こうやって箸を持つんです。指を立てて。それだけなんです。なんでこんな箸の持ち方で昼弁当食べてっていう、それだけなんですよ。それだけのだけのことが、仲間 A さんから D さんまでずっと広まっていくんですよ。

【会長】

なぜその変を見つけてこの仲間外れみたいにするのですかね。

【委員】

変見つけの名人がいるんですね、ちょっとしたことなんですけどね。どおっちゅうことないんですが。

【会長】

昔はね、私も立てるよとか、いろんな意見が出てたのが今は出にくいんですかね。

【委員】

かもしれません。

【会長】

今それを聞いて、どうしてそんなことをしちゃうんだろうっていう、子どもたちの心理の方が著しい……。

【委員】

そのことは子どもたちだけじゃなくて、会社の中の大人でも多かれ少なかれあるかもしれませんけど。

【会長】

そうですね自分が気付いてないだけかもしれませんね。多分こちらの事業の関係だと思っただけなんですけど、外国の子どもたちに繋がることで少しご紹介させていただくと、テレビとかメールとかでも出ましたし、去年も言ったかもしれないですが、先生見つけてくれてありがとうというタイトルで、情報が流れました。外国籍の子どもたちは義務ではないってことはあるんですが学校の先生方やこういう支援センターの職員さんが、あそこに学校に行っていない子どもがいるよっていうふうに教えてもらうと、足繁に通ってくれるんですよ。足

繁く通ってくれて、その保護者に対して学校に行くことの大切だとか、必要性だとかを細やかに伝えていただき、1回目駄目で2回目3回目ぐらいかな、何回目かに通ってくれた時にやっと保護者の人が学校に行くことに同意をしてくれて、それまで同意してくれなかったのが、実は男の子だったと思うのですが、その男の子の下に、女の子もさんがいて、その子の世話は誰がするんやっていうので、親二人働いていて、この子の世話をする人がいないから男の子は家にいて世話をしなければいけないという家庭で、ルールがあったんですけど、そうではなくてこの年齢になったら、学ぶために学校に行く方がいいっていうことを、本当に、細やかに伝えていただきということで、その男の子の口から出たのが、さっきの言葉です。先生見つけてくれてありがとう。学校行くというすごい喜びをかみしめて、今も行ってきているもんやと思いますけど、そういうこともあります。日本人外国人問わず、いろんな家庭の事情とか、さっきの学校に行くことが本当に大事なんかっていう指標がね、違う話でもありましたけど、学校に行かなかつたら、他に学べる場所って、きちんと学べる場所って保障されてるのかなっていうと、そうでもないなと思うと、ある社会的な自立をしていく上で、ある一定の学力をつけようと思うと学校っていうのは外せない場所にもなるのかな。

それが駄目だったら、それ以外の場所で、そういうところを確保していかないと、なかなか社会で自立っていうところに届かないんじゃないかなというふうに思うと。細やかな指導で大変だと思うんですけど、引き続きよろしくお願ひしたいなと思いました。見つけてくれてありがとうと子どもが言うかと思って、ちょうどうるうるしたんですけどね。そんなこともありました。他にいかがでしょうか。

【委員】

少しだけ補足させてください。先ほど委員がおっしゃいましたことに付随するんですけども人って自分軸で言いますよね、結局、コロナ禍でマスク警察っていうんですけど自分はマスクをしていてしていない人に対してちょっと攻撃するというのがありました。なぜ、人を許せないのかとか、そういうところだと思うんですけど、親もそういうところで、自分たちが正しいっていう観点の基で人を見て、自分と違っていたら、その人がちょっとNGだとかそういう何か違うとか、そういう見方をするっていう考えというか思考のくせというか、そういうのもあるのかなと非常に思うんですけども。なので、今先生がおっしゃいましたけれど、その可能性というか違っていいんだという、そういう教育がこれからの時代というか、違って当たり前っていうところをもっと強く浸透させていくということが非常に必要なかなと感じております。

【会長】

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

子どもたちの学び、保護者も合わせてですけど、すごく大事なことで将来この地域を担っ

てくれる子たちですので、大変だと思うんですけど、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。では、(3) 子どもの人権これで終了したいと思ひますがよろしいでしょうか。

では続いて、(4) の高齢者の人権について、ご意見をお願ひしたいと思ひます。事業名は日常生活自立支援事業。冊子の 48 ページをご覧ください。高齢者支援課さん、よろしくお願ひいたします。

【高齢者支援担当参事】

高齢者支援課の西山と申します。高齢者の人権の中から日常生活自立支援事業についてご説明します。高齢化、核家族化が進んでおりまして、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯も増加しております。皆さんご承知のように、認知症の高齢者も年々増加しておりまして、国の推計によると、2025 年には 65 歳以上の 5 人に 1 人が認知症になるとも言われています。これらのことより、高齢者に対する消費者被害や虐待等、権利や尊厳が侵害されるリスクが年々高まっておりまして、社会福祉協議会の方で、日常生活自立支援事業ということで、判断能力に不安のある方などの個人の尊厳や意思決定を尊重して、必要な福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理などの支援を行っています。保健福祉サービスの利用方法がわからないとか、預貯金の管理が心配であるとか、重要な保険年金等の書類管理が心配というような方に対しての家計管理や、サービス利用手続きのお手伝いをしております。また、今後のことですが、社会福祉協議会による当事業を初め、市内には 5 ヶ所の地域包括支援センターがございましてそこでの総合相談や見守りの支援、そして地域の関係者や専門機関等との連携によって、サポートの体制を強化しております。また関係者の研修や事例検討によって資質向上にも努めております。そして何よりも市民啓発の継続的な取り組みが必要と考えておりまして、今年度は、7 月に成年後見センターを立ち上げまして、成年後見制度の利用促進に努めております。また、9 月からは、松阪市版エンディングノートもめんノートを作成し、配布を行い、もしもの時の備えということで、医療や介護の希望、そして相続等をどうするかということ、家族と話し合っていたり、ノートに書き留めていただくような啓発にも取り組んでおるところです。以上です。

【会長】

ありがとうございます。この件につきまして皆様ご意見ありましたらよろしくお願ひします。

【委員】

福祉施設で支援してるんですけども、もしよければ、対象の成年後見制度の中に、障がいを持たれた方も入れていただければいかがかなと思ひます。理由としては、以前障がいを持たれた障がい者の方が、やっぱりまだまだ、一般の方に、周知されてないところがあって、認知症でしよって言われたことがあったんですが、やっぱり認知症と障がい者とはまた違

うので、その辺、加えていただければ、いいかなと思います。

【高齢者支援担当参事】

ありがとうございます。おっしゃっていただいた通りで、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者の方だけでなく、精神や知的な障がいの方についても、相談対応をしていただいておりますし、また、その成年後見センターは今のところ成人の方への啓発であるとか、成年後見人の利用を進めるってというようなことを主体に動いているのですが、もちろん、障がいのある方の今後のご利用にもちゃんと目を向けておりまして、障がい福祉課との連携や、あと地域の相談支援員さん、ちょっと名称が違ったらごめんなさい、その方々にも啓発を進めておりまして、何かの時には、成年後見センターにご相談を持ちかけるようにというところで、ご案内させていただいているところです。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

包括支援センターで勤務をしております。よろしく申し上げます。今、課長の方からもご説明がありましたように、この日常生活自立支援事業は歴史も長いですし、かなり利用しておられる方も多くてニーズも高い事業になります。その理由として、高齢化率の上昇であったり、それに伴う認知症高齢者の増加、また独居や高齢者世帯の増加という時代の背景があって、この事業に対するニーズは非常に高いものがあります。申し込みをさせていただいても、2、3ヶ月待たないといけないような状況が続いていまして、これは市の事業ではなくて、社会福祉協議会の予算の中で実施をされているということで、このことに対する市の関与は難しいのかもしれないんですけども、かなり喫緊でこの事業を使う必要がある方も、なかなか使うことができない状況ですので、何かしらこの状況を解決する方法はないのかなと思いつつながら、日々仕事をさせていただいている状況です。包括支援センターに寄せられる相談の中にも、事業を使っていく、また成年後見センターにつなげていくという方からのご相談もたくさんあって、社協さんやこの事業の相談員さんとの連携を日々させていっていただいている状況ですが、やはりオフィシャルの事業を使う必要がある方というのは、必ず一定数おられるので、今後の見込みのようなものをもし聞かせていただければ、教えていただきたいと思っております。

【高齢者支援担当参事】

ありがとうございます。地域包括支援センターの方々には大変お世話になっております。ニーズが非常に多くて、待っていただいている状況っていうことも承知をしております、成年後見センターを立ち上げることによって、そこへの人員配置も昨年度までよりは増えているところではあるんですが、新たな課題ということで受けとめさせていただけたらと思います。

【会長】

ありがとうございました。具体的には、待っていただければいけないっていう状況を解消するには、何が必要だとお考えですか。

【委員】

具体的には、契約行為が難しいということ、あとは、お金の管理が難しいという方については、例えば、日常生活の支援をしていただいているヘルパーさんがそこを支援することはできないんですね。できるんじゃないかって思っている市民の方が多いですけども。ケアマネージャーもヘルパーさんも契約行為であったりお金の管理をすることであったりということは業務の範囲には入っていないので、やはり制度として、この日常生活自立支援事業の制度の中でしかやっぱりできない、オフィシャルでは、扱ってはいけないという事情があるので、なかなかこれが使えないとなると、かなり現場の者がしんどい思いをしなければならない。実際に年金は2ヶ月に1回しか支給されないので、認知機能が低下した方がそこを管理していくのは大変難しいですし、ご自宅に1人でおられると、いろんなものを売りに来る方が見えたり、電話があったりっていうことで、消費者被害に遭われる方も多くですし、そういうことを発見して、いろんな機関につなげて解決に向けて、支援はさせていただくんですが、やっぱりなかなか厳しいです。隙間をぬっていろんなことが起きるので。

【会長】

制度自体が、ちょっと漏れているところがあるんじゃないかという気持ちもあるということですね。

【委員】

どんな制度につなげて成年後見制度につなげたとしても、すべてオールマイティに解決するわけではないので、いろんな制度を使っただきながら、いろんな人員を補完しながらヘルパーさんや、ケアマネや、あとデイサービスや、いろんなところが連携をしあって初めてその方の自立した生活がかなうものなので、連携する一角がうまく入ってもらえないと他のところにかかる責任や負担が大きくなってしまって、結果的にその本人の不利益になるという。ちょっとニーズが多いので、高齢者が多いということで。なので、これは松阪

市がどうこうできるということではないとは思いますが、もっと事業に力を入れていただく必要があると思います。

【委員】

ちょっと失礼します。成年後見制度を利用される人が待っているっちゆうことですか。

【委員】

成年後見制度自体はあまり周知が進んでいないということもあって必要な方が使われていないので、成年後見人がすぐ見つからなくて困っているというところまでまだいたっていないんですね。この成年後見制度と日常生活自立支援事業は別の事業なんです。この日常生活自立支援事業の方が全然足りていない。

【委員】

それには財産管理も伴ってくるわけですよ。

【委員】

そうですね。

【委員】

例えば後見人さんをつけようと思っても、後見さんがいないということなんですかケアマネージャーさんではなれないと。

【委員】

なれないってことではないです。

【委員】

そこが担当じゃないけど、他だったら全部。

【委員】

そうですね家庭裁判所から選任されます。

【委員】

すいません。それまでに、社協の方から生活支援員さんとかそういう立場の方が見えますよね。だからそういう方を使われる。その上ですよ成年後見人は。

【委員】

ごめんなさい。もし、間違ったら申し訳ないんですけど。成年後見人さんの正確な役割というのは、財産管理と身上監護ですよ。ケアマネさんはまた違いますよね。その制度の役割の活用の仕方がわからないっていただけですよ。それが広まっていないってことですかね。

【会長】

足りてない。

【委員】

わからないということではなくて、まずは成年後見制度自体が、広まってないというか市民周知がまだうまくいっていないので、本来この成年後見制度を利用した方がいい方にこの制度が届いていないという事があります。全く違う制度というかそれを補完する制度のようなもので日常生活自立支援事業というものが別にあって、そこは、歴史も長いですし、かなり長く使われているものなのでそれを使ってもらいたいと思う職種の方がたくさんいます。そこは希望する人がどんどこんどこいるので、なかなかその制度自体も追いついていない。成年後見はニーズはあるのだろうけれども、使う人がいないのでそんなに足りなくて困ってるということがない。伝わりますかね。すいません。

【委員】

わかりません。

【委員】

全然別なんですよ。

【委員】

生活支援というのはケアマネさんはできますよね。

【委員】

介護保険の中です、いわゆる日常の介護をするという、そういうことだけではなくて一番問題なのは今おっしゃってもらった通り、財産管理ですね。このことがどうしても高齢者にはついて回りますのでそこをどうやっていくかという話で、かといって介護保険で動いているケアマネさんなり、ヘルパーさんがそれに関わるということではできません。成年後見制度の中で任意後見と法廷後見があるんですけども、任意後見の中で、例えば高齢者の子どもさん方とか、或いは兄弟の方とかが承知をすればですね、この方を後見としてお願いしやすくなることになればですね、例えば、仕事の関係にはおそらく無理なのでしょうが、ケアマネさんなどがそれになって、制度的にできないことはないです。しかし、現実的な話として、

ケアマネさんは自分たちの仕事で手いっぱいではほとんどの方がそこまで手が回らないです。

【委員】

ケアマネさんが自分たちの仕事で手が回らないのであったら、早急に別の機関にお願いするしかないのではないですか。

【委員】

だから、あとは任意後見の中の関係の他にですね、法定後見でその方を後見人として認定してもらうよう裁判所にお願いをして、裁判所に認めてもらうとその人がいわゆる法定後見人という対応はしてくれるのですけれども、そこへ行くまでに、大変こう段階がですね、大変難しいとおっしゃってみえます。

【委員】

難しいので、裁判所に提出するのは医者診断書があれば、あと、認知症と認められておれば裁判所に呼ばれると思うんですね。

【委員】

膨大な申請書が必要ですけども・・・。

【委員】

専門家をお願いして、やったらどうですかね。

【委員】

そうですね。その辺りを今年度から、社協さんと成年後見センターで申請のお手伝いをさせていただきますし、必要な方は使いましょうっていうPR・周知をさせていただいているんですけど、成年後見人がつくると法律行為に少し制限がかかるとか、あとは親族であっても本人の財産を自由に動かすことができなくなるとか、そういうこともあるので、なかなかそこまで至る家庭というのは少ないです。

【委員】

いまだに銀行でもね、本人以外が出しに行けば出せないですね。それは何で出せないのかを聞いたら、後見人をつけてくださいって言われるわけです。ですから認知症の方であれば出しに行ったら無理ですね。だから、法廷後見をつけなければ駄目なんですね。さっきのように、まだ認知症になってない方であれば任意後見で後見人をつけて、そうしたらケアマネさんの仕事が随分楽になるんじゃないですかね。

【委員】

そこを上手にそのようにPRしていただくと、成年後見制度も広まっていくと思うんですけど。

【委員】

成年後見制度も介護保険制度も同じ時期にスタートしたんですよ。

【委員】

2000年でおっしゃる通りです。なかなか周知不足の状況で使いにくい面も実際あるので。

【委員】

施設申し立てとかでやればできるのではないですか。

【委員】

法人申立ても社協さんがやってくださっていて、そこはなかなかニーズが。申し立てに時間と費用と申し立て書類がたくさん必要だということもあって。

【委員】

それはだから専門家が調べればすぐそろそろ書類だと思うんですけどね。

【委員】

よろしいでしょうか。申し立てまで行けばいいんですよ。申し立てに行くまでにですね、家族関係、親族関係が大変難しいです。その家族関係の中の人間関係が上手くできればよろしいけども、そこが一番のネックになってきていると思いますこの問題は。そこがいったん上手く行って申し立てができるところまで行けば、あとはほぼ事務的な処理とかね、裁判と手続きがありますから、そう簡単ではないんでしょうけど。そこに行くまでが一番、私たちが直接高齢者の方とお話していると出てきて、どうしてもつかまってしまうことなんです。だから、それにケアマネさんやヘルパーさんが巻き込まれたらその問題を横にしてしまう。相談には乗ってもらっていると思うんですけどね。そういう感じですかね。

【委員】

包括支援センターも財産管理の相談はたくさんあって、社会福祉士という専門職があるんですけど、その者が成年後見の説明をするんですけど「じゃあ申請しようか」ということになるのが本当にごく一部で、年間1人2人しかみえないというのが実際に、それに比べて、この日常生活自立支援事業っていうのは、わりあい簡単な手続きで使えて、通帳を預かって、週に1回、2万円なら2万円ずつを本人のお宅に届けてくださるという実務的な

こと担っていただけるので非常に助かる事業だということです。成年後見制度はちょっと雲の上の様な存在でこれはもう身近ですごく助かる事業なのでニーズが高い。

【委員】

通帳のお金を一週間に一回出しに行くということだけでも大変だと思うんですね。だから、その雲の上のものをどんどん利用したら、もっと楽なるんじゃないかなと思います。

【会長】

雲の上じゃなくて、利用できるようになるといいんですね。なかなかそこが進まないですね。

【委員】

成年後見センターさんが、これから頑張ってくださいと思うんですけどね。

【会長】

この件につきまして、よろしかったでしょうか。

それではお時間の方が 11 時を過ぎましたので、今からですね 10 分間休憩を取らせていただきます。障がいのある人の人権については休憩後に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】

はい、それではお待たせしました続きを始めたいと思います。(5) 障害のある人の人権ということで高齢者・障害者虐待防止ネットワーク事業で資料の 41 ページをご覧ください。引き続き高齢者支援課さんよろしく願いいたします。

【高齢者支援担当参事】

失礼します。高齢者支援課西山です。先ほど事業の審議では、3名の委員さんから成年後見制度そのものの、市民啓発の重要性を教えてくださいました。色々ありがとうございます。引き続き、5の障がいのある人への人権ということで、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク事業についてご説明します。時代背景につきましては先ほどの内容とほぼ一緒なのですが、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しておりますし、あと認知症高齢者も年々増えておりますので、老老介護であるとか、お1人の子どもさんがそれぞれの両親の面倒を見たり介護をしたり、介護家族の形態が様々多様化しているということが社会問題になっています。このような事情によって、介護にかかる負担や不安、ストレスというものが、非常に過多になっておりまして、高齢者の虐待の疑いや、虐待に繋がっていくというようなことも想定されています。このような中で、高齢者の部分では、地域包括支援センタ

一があらゆる相談にワンストップ対応して、高齢者に必要な生活支援について把握をした上で、関係部局との連携、情報共有をていねいに行って、介護サービス、福祉サービスが受けられるように支援をしております。この虐待防止ネットワーク事業につきましては、関係機関が連携して、虐待の予防、早期発見、早期対応、そして再発予防を行う目的で、連絡協議会の代表者会議というものを年1回開催しております。平成25年から高齢者の対象だけではなくて、障害者も加えたネットワークということに改変をしております。一方、実務担当者ということで、包括支援センターの社会福祉士や、市役所の振興局や高齢者支援課の職員等によって、年に6回定期的な会議を開催しまして、虐待等の実態の把握、共有と対応方向を、情報共有を行いまして、職員の資質の向上、ネットワークの方にも努めているところでございます。以上です。

【会長】

ありがとうございました。それではこの件に関しましてご意見や質問等ありましたらお願いいたします。

【委員】

よろしいですか。実際この実務者会議の中で、どの程度協議をされて対応されたか、実際の件数を教えていただけますか。

【高齢者支援担当参事】

ありがとうございます。件数的にはふた月に1回する会議の中で、5件から10件ぐらいのケースをそれぞれ共有しています。虐待といいましても、皆さんご承知のように身体的虐待だけではなくて、介護のネグレクトであるとか心理的虐待とか、経済的な虐待等ありますので、それぞれの実情の共有と、どのように関係機関が支援に入っているかということをご共有していただいております。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他にいかがでしょうか。

ご意見ないようですのでこの件につきましてはこれで終了とさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは最後になります。(11)の様々な人権問題について、ホームレス自立支援事業ということで、65ページをご覧ください。保護課さんよろしくお願ひいたします。

【保護担当参事】

失礼します。保護課の松田と申します。ホームレス自立支援事業につきましてご説明をさせていただきます。この事業の目的内容ですけど、路上生活から早期社会復帰を促進するため、勤労意欲があり、かつ、心身の状態が勤労に支障がないと認められる路上生活者に対しまして、就労や住宅確保への助言及び相談を実施するものでございます。令和元年度の実施実績といたしましては、6月28日と2月13日の2回、土木課と地域安全対策課、そして、大阪警察署の生活安全課と、済生会大阪総合病院さん、そして済生会明和病院さんと協力をいたしまして、公園等の夜間巡回を行いました。今回ですけれど、路上生活者の発見はありませんでした。そして今年度も2回ほどの予定をしていたのですが、コロナ感染の影響をもちまして、まだ、実施には至ってないというところの状況でございます。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。この件につきましてはいかがでしょうか。ご意見ご質問あればお願いいたします。

【委員】

質問なんですけれど、勤労意欲能力があるかつ心身の状態が勤労に支障がないと認められる路上生活者に限定しているというのはどういう理由があるかを教えてください。路上生活に至るには勤労できないような状況が会社や組織の中にあったり、病気とか、それによって精神状態を崩したりっていうことも考えられるのかなど。比較的健康であるように見える方を対象にすることに関してちょっと疑問を感じたので教えてください。

【保護担当参事】

限定したというのが、この方においては後々、また生活保護の方を受けていただければならないかなという部分もございまして、生活保護を受けていただく場合には、ご相談の前に申請の時にもいろいろな内容をお伝えさせていただき、病気があるとか、或いは、その事情によって働けないという部分があったら致し方ないんですけど、生活保護の性質上はこの方の自立というのにも必要になってくるので、やっぱり働いていかなければならないということの前提が後々ついてきますので、この方が本当に自立していけるのかということも含めた中で、その方のご相談を事前にこの場で受けた中で、ここには済生会の看護師さん一緒に行っていただくという中で健康面を合わせて、すぐにわかるかなというところがございます。ですので後々のこの方の自立に向けた中でその方の体の状態、やっぱり意欲が大事ということもありますので、ここには限定のようにも書かれているのですが、そういうご相談を受けた中で、後々のこの方の自立につなげていくというような形になります。

【委員】

そうすると今は勤労意欲がないけれども、その支援によって促していくというような道があったり、心身の状態が今思わしくない場合には医療に繋げたりというようなことも生活保護としてされているということですか。

【保護担当参事】

その通りです。

【委員】

そういうところは大事だなと思います。

【会長】

昨年度は 0 件ということですが、これまでに何人かの方が使ったということはあったのでしょうか。

【保護担当参事】

ここ 2、3 年は 0 件が続いております。3 年ぐらい前にあってから確か 0 件が今まで続いている状態です。

【会長】

ありがとうございました。公園にいる人がホームなのかどうかというのはあると思うのですが、今仕事をなくしてホームレスに近い状態ではあるけれど、いろんな人のお世話になりながら生活している人って多いかなと思うんですね。公園にいなくても。このホームレスの自立支援っていうのが、どこまでをホームレスとして取るかっていうところだと思うんですけど、幸いにもいらっしゃらないのであれば、何か違う方面で、ホームレスのような状態にある人たちの支援ができるようになっていくといいなと個人的には思ったんですけど、いかがでしょうか。

【保護担当参事】

こちらをホームレスと限定はされていますけどいわゆるホームレスに近いという意味では引きこもりの方の形になると思います。そちらの方につきましては社協さんや包括さんなどから情報を得た場合、主に社協さんが生活困窮という方で動いていただく中で、先ほど申しましたように、自立に向けて社協さんのプログラムもありますのでそちらでタイアップをしていく。最終的には、生活保護という段階になりましたら、こちらの方で受けさせていただくという形で、社協さんとの連携をもっているところでございます。

【会長】

ありがとうございました。そうかといってなくしていい事業かという、そういうわけにはいかないと思いますので悩ましいところだと思いますけれど、お困りの中で役に立つような形でつないでいただけるとありがたいですね。

他にどうでしょうか。よろしかったでしょうか。それでは皆様長時間にわたりましてご審議をありがとうございました。予定されておりました審議の方が終了いたしました。その他に、皆様の今までのご協力だとか、今回の審議会のことでもいいですし、活動のことでもいいんですけども、それぞれ意見交換の時間をいただいておりますので、いろいろなご意見を聞かせていただければと思います。

【委員】

実は去年のこの会議なんですけど、ちょっと気になる文章が出ました。質問状がありますよね事前の。この中に、僕はちょっと気になる文章がありまして、具体的にはもう委員からの言葉ですので具体的なことは省こうと思いますが、部落差別についてですが、部落差別はないんじゃないかという文言でした。ここは大変気になりまして、2016年12月16日に部落差別解消法というのができてるんですよ。それはここでも説明があったはずなんですけどその委員は部落差別なんてもうないんじゃないかと言ってらるんです。これは知り合いに部落差別を受けて苦しんでるような人を知っていますので、そいつがその文章を見たら、どんなふうと思うかなとめっちゃ憤りを感じまして、委員が書いた文章ですので、多分参画課さんはそのまま尊重して、こんなワープロうってみんなに配っていただいたと思うんですが、事と状態によったら、大きな問題に発展する可能性のある文章だと受けとめています。最初にお話したこととちょっと繋がるんですが、私たちは差別があるかないかっていうのをジャッジをしにここにきてるのではなくって、どれだけそれぞれ専門の立場の人が弱い立場の人の言葉のことを代弁できるかっていうふうに僕はとらえてるんですね。ですから、共同参画課の方にお願ひなんですけど、差別に繋がるような文言が出てきたらやっぱり事前にその委員と話し合っ、これはやっぱ差別に繋がるから、まずいですよっていうことを委員に納得してもらって、やっぱり印刷物にして配ったらあかんのちゃうかと僕は思うんですね。実際問題 2016年部落差別解消法ができたにもかかわらず、その人は部落差別なんてないと思いますって書いてるんですから。先月、実際松阪市のある方にこんなことを聞きました。その方は他府県から松阪市に引っ越してこられた方なんです。たまたま引っ越してきたところが、部落だったみたいです。不動産屋さんによく言われて、安かったし、比較的条件もよかったのでここに住んできた。部落やとわかっとなら、絶対引っ越してきやへんだと。松阪市のある方はおっしゃってました。その方の中にも、部落差別に対する偏見がありますよね。正直なところ去年の文言を、僕はめっちゃしんどく受けとめていますので、我々がとにかくジャッジをしに来てるんじゃないかって、しんどい立場の人の言葉はやっぱ

りどれだけ代弁できるかということに、お願いできたらなと思っております。

【会長】

そのことについて、人権・男女共同参画課さんお願いできますでしょうか。

【武田人権・男女共同参画課長】

人権・男女共同参画課の武田です。委員さんのご意見ですが、私たちも配慮が足らなかつたかなと痛感しております。委員さんの言葉をそのまま使って印刷物にしたということで委員さんもおっしゃられたように事前に発言をいただいた委員さんと話をさせていただいて、考えていくべきだったと反省しております。

【委員】

ありがとうございます。2点目です。実はですね新しい方も何名かお見えになりますので、最大の人権侵害っていうのは何だろうとお考えになりますかね。やっぱり、人が人の命を殺めるっていうんですかね。世界人権宣言が第二次世界大戦を受けて出てきたのと同じように、人が人の命を殺めるっていうことに対してやっぱり最大の人権侵害であるというふうに受けとめてるんですが。保護士会の方がお見えにならないのに、こんな言い方をするのは変ですが、親族間殺人率というのがありまして。これは日本が異様に高いんです。これは未遂も含めますが、世界中で日本が異様に高く、例えば2018年、アメリカの事例を言いますとアメリカ銃社会で分母も違いますが、親族間殺人率13.9%です。2018ね。ところが日本は53%を超えています。未遂も含めると例年55%前後ありまして、日本は半分以上がですから親族間の殺人なんです。親族間もちろんこれは未遂も含めてますし親族間とも親兄弟含めていますので、前回、家庭からということをして2人の委員の方がおっしゃいましたが、家の中でね、どれだけ本当にお互いの人権を守れているのか。人権を守られているということはさっきの言葉で言いますと、お互いにどれだけ違いを認められているかということですね。地方によっては、親は子のもんやけど子は親のものやないって言葉があるみたいですが。ちょっと別の角度から言いますとね。この少子化の時代に30年前に比べて、子どもの自死率、自殺率ですね、30年前に比べて二倍になってます。子どもの自殺率がこんな子どもが減ってるのに30年前に比べて2倍になってるってその死因がですね、原因がはっきりしないことも結構多いんですが、死因の第一位が親からの叱責です。次が進路問題とかあるんですかね。それはやっぱり、家庭内でどれだけ違いを認められているかっていうことにやっぱり、振り返ってこれはもう皆さんにお願いをするんじゃなくて僕自身にも言ってるんですが、僕は今7人家族で住んでるんですが年齢差上から下まで70歳ぐらいあるんですけど、随分価値が違うんですねもうそこまでやると。その中でやっぱどれだけ違いを認められていくかっていうことが我々の立つ位置として非常に大きな問題になってくるんじゃないかなっていうふうに思っています。ですからまず、家の中でということで、お互い違

いを認め合いながら歩みを進めていけるかっていうことは、根っこにやっぱとらえて、我々審議会委員として進めていかんと、先ほどのような他人ごとのような部落差別なんてもうないと思いますみたいな発言に繋がってるのがくるのかなっていうふうに思ってるところです。以上です。

【会長】

ありがとうございます。親族間殺人はそんなに日本は高いんですね。初めて知りました。

【委員】

僕も 11 月まで保護司をしていましたので、その関係も多少知っているんですけども。半分以上は親兄弟親族なんですね。

【会長】

違いを認めるっていうのは外国の人たちのところでもよく使うんですけど。簡単なようで、ものすごく難しくてですね、先ほどの部落差別じゃないと思ってたという言葉の端々にそういうのって出てきちゃうんですね。それで、傷つく人たちがたくさんいるというのは、みんな多分わかっていると思うんですよ。わかっていると思うんだけど、それを実際に行動に移していくって非常に勇気も要ることだろうなというふうに思うんですけども。貴重な数字とか見方とかありがとうございました。

皆さんもいかがでしょうか、ご意見とかまた別の発想でこう思うとか、感じられることがあったらお願いしたいですし、ご自身の活動がありますよね。そういう点からも、ご発言いただければありがたいなと思います。

【委員】

民生委員をさせてもらっています。普段の活動の中で最近特に私たちの活動がやりにくくなってきておりますのはマンションやアパートが市内にどんどん増えてきております。その中に入っている利用者の方の状況っていうのはわからないわけですね。しかし実際に、ずっとみているとそこには必ず高齢者の方は住んでみえます。ところがそこへお邪魔して、例えばお邪魔しましたけれどもという簡単なお手紙を入れるんですけども、それは全く見てもらえないし、電話番号もきちっと書いて入れさせていただくんですけど、返答がないですね。連絡もいただけないです。それが最近多くなってきました、こういった方たちにどうやって関わっていくのか、もちろんこれはアパートの管理人さんや或いはそのオーナーさんに対してお尋ねをしても、それこそ個人情報ですので全く教えてもらえない。ある日突然高齢者の方がそのマンションの中で亡くなっている、私たち民生委員も答えようがない。そういうこともですね、まま起こり得る状況になってきておるといことです。これが活動の中で一番困っていることです。もし何かご意見がありましたら、お聞かせいただけ

ると大変ありがたいです。

【会長】

ありがとうございます。皆さんどうですか。最近多いですね。隣に住んでいる人が誰かわからないっていうのは。

【委員】

まだ来てもらわなくても大丈夫と、そういう言い方をされる人の方がまだ良いです。連絡が取れる人はまだいいんです。来やんでいいというふうに言われる方が私たちとしたらありがたい。住んでいることが確かなのにまったくその所在を言ってもらえないし連絡もいただけないです。それが一番難しい。

【会長】

災害の時によく言われますね。誰を助けに行かなければいけないかということを優先順位とかそういうのをつけていくのに、どこに誰がいるのかわからなかったら民生委員さんや自治会長さんは考えようがないですね。

【委員】

そうですね。自治会ともいつも連絡を取り合っているのですが、自治会もそういった方は自治会などに何も入ってもらっていないという方が多いと言います。接触のきっかけが全くないので、何かいい案があったら教えていただけるとありがたいなと思います。

【会長】

災害のことは市によって扱いが違うようですが、居住者の方で要援護者になる方の情報を自治会が教えてくださって言った場合に出してくれるところと、出せないところがあるようなのですが、やっぱりその辺というのは、個人情報という大きな壁があるように聞いていますけれど、松阪市さんでその辺はおわかりですか。今日は防災部局の方いらっしやらないのですが、市民課さんでもどうですか。

【高齢者支援担当参事】

災害のことに言いますと、防災対策課の方が去年から避難行動を誘導させていただかなければならないということで名簿付けを始めておられまして、やはり、災害はいつ起こるかかわからないので、有事の際には事前にこの方には、必ず手伝えるわけではないけれども、でも事前この人には支援が必要だということがわかっていれば、手助けできるようにということで、個人情報ではあるけれども、ご本人さんの了解を事前に得ていれば、自治会長さんや地域包括支援センターや行政が、必要な人を把握できるような体制をとっていただ

いていますので、それが一つ必要なことなのかなというふうに思っています。あともう一つ、地域包括支援センターでお世話になっている部分なんですけれども、一人暮らしで他の人と接触を持ちたがらない方っていうのは、どの地域にも一定数おられて、でもその人にも、もっとさかのぼるとご家族や地域との触れ合い交流がある方っていうのがおられますので、なるべく、もっと若い世代から、高齢者でいうと介護予防の集いの場を各地に持っていたいてるんですけど、そこに出てきていただけるように、呼びかけるということが、日頃のちょっとした挨拶であるとか、買い物するときにもちょっと声かけるのか。そういう繋がりに繋がってくると思うので、なるべく一人のうちに訪問するっていうことは、かなりハードルが高いと思うので、活動の場に出てくるっていうようなことの仕掛けを、地域の小さな単位で作っていくっていうことも、時間がかかることなんですけれどもそれが、包括支援センターや行政の頑張っていていかなければならない部分なのかなというふうに思っています。

【会長】

そうすると、その出会いの場に行き行って出会うか、防災関係のところをリストを持ってらっしゃるのであれば。

【委員】

連携を取ってということはいいいですが、それは一応ある程度特定されている方に対してはそれで良いのですが、それ以外の人が。

【委員】

自助、共助、公助とあって、今の時代、自助の部分が非常に強調されて、人に迷惑をかけたらいけないとか、親族に迷惑をかけないようとかとすごく言われる高齢者の方がたくさんおられて、マンションやアパートは特にそこが地元ではなくて違うところから引っ越された方が多いですね。特にマンションは入口でブロックされて、自宅で鍵があつてっていうように、非常に閉じこもりの高齢者を生みやすい外出困難になる方が多いという統計的なものもあって、健康を害する方が、またその割合が多くなる居住形態だと私たちは考えています。お困りごとを抱えておられる高齢者の発見方法としては、まずは民生委員さんをお願いして、民生委員さんが関わりにくいマンションやアパートについては、例えば医療機関であったり、商店街であったりっていうところからご相談をいただいて、困りごとを実際に抱えていない段階で、何か困っていませんかとお邪魔をしても、なかなか受け入れてはいただけないんですけど、何かしら少しきっかけがあると、そこから私たちの支援を、受け入れてくださる方が多いので、そういう小さな出来事を見逃さずに、素早く支援につなげていくっていうことを、日々業務の中で心がけているところです。

【委員】

包括さんとも連携しています。

【会長】

ありがとうございます。他に何か皆さんご意見とか、ご発言はありますか。今日まだご発言をいただいていない委員の方がいかなうでしょうか。今年度委員を初めてお引き受けいただいたとは思いますが。

【委員】

私自治会長を数年務めさせていただいていた中でそれと同じケースが多々ありました。どこかに糸口が下りてくる、タイミングをつかまえるしかないですね。私は団地の中で自治会長を7年くらいさせていただいた経験上、待つて会うしかないですね。難しいですけど瞬間を、そこら辺は出かけて行って声をかけたり、手紙を入れたり、いろんなことをさせていただきました。その中で、出てくる場所をこちらで設定しながら、来ていただけるように迎え入れるような形で提案させていただいて、その中で徐々にですか、皆さん出てきていただいて、地域の方と協力していただいて、そういう形成づくりをしていたつもりなんですけれども。現実的にですね、していくしかないのかなど。絶対出てきます。調べるとはできますけれども中の方とお会いするしないかと言えばコミュニケーションはできませんので難しいですけど、そういうコミュニケーションとれる時間帯は必ずあるはずなんです。夜の6時ごろ帰ってこられるとか。そこら辺も根気強く対応していくしかないのではないかと自分では思っています。

【委員】

それしかないですね。

【会長】

はい、ありがとうございます。この件でも良いですし、この審議会のことでも良いのでいかなうでしょうか。

【委員】

私は労働組合という立場から出席させていただいておりますけれども。上部団体の方でもそういったいろんな差別をなくすってところで、取り組みは進めさせてはいるんですが、私の経験から言いますと、働くものの立場からですけども、やはり職場の方で精神面で疲れて、休まれている方っていうのも見えるんですけども、そういった方たちに対して、我々支援者をもって面談に行ったりとか、そういった部分で孤立しないようにっていうような取り組みっていうのは、日々、進めさせていただいています。私はこれ、初めて参加させていただいておりますけど、まだまだ勉強不足な部分もあるので、こういった会で皆さ

んのいろんなご意見聞かさしていただいてですね、今後に役立てていければと思っ
ていますのでよろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。他にいかがですか。

【委員】

そうですね。この人権施策審議会において、いろいろな今までわからなかったことを勉強
させていただきまして、この1年間、本当に幸せに感じております。今後もよく勉強して、
学びたいと思っております。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございます。今日はあまりご発言ありませんでしたけど、いかがでしょうか。

【委員】

人権もそうですけれども、最近の差別の関係がものすごく世間的に取り上げられてるこ
とが多くて、三重県の中でも私委員になっているんですけど差別解消の関係で。また来月あ
るんですけど。そういう中で、やはり市町で対応できなかった案件、人権を介する相談とか
いろいろな案件が、県まで上がってきて、最終的には知事物件で処理できる案件があるん
です。だけど実際には市町から上がってくる件数という、年間三重県としても数件です。そ
こから知事に声を掛けやならんほどの重大事件については発生してないんで、松阪市も
どれだけそういう松阪で処理できない案件が上がっていく場合があるかどうかちょっと
心配があるんですけど、全体的にはほとんど対応が市町でしていただいているような状況が
多いんで、私も他の役員にもつながってますけれども、やはり、自分自身が障がい者です
ので、一番あれだと思ふのは、人権もすべてのことになると思ふんですけど、公共交通機関
がね、ものすごく優しくなりましたね。今までやと、車いすを使ってレジを渡すのでも、「も
うここまででよろしいので後は全部自分でやります」と言っても、「いやいや」と言って全
部やってくれる。駅員さんとか、そういう交通機関が増えたんで、いろいろと愛知県とか、
場合によっては東京都の会議に行った場合にも、本当にいろんなところでお世話になりま
したんで、それで私車いすで全部両方がやってるんですけど。そういう面ではね、障がい
者であるからどうかというのではなく、差別解消法の問題もあるかも知りませんが、人
権面から見ても確かにそういう面では、手助けしてくれる方々が多くてですね。一般の方
でも、私が車いすで車に乗せようとするとうりばかりの人が「お手伝いしましょうか」っ
て声をかけてくれる。以前はそういうの全然関係なかった。一般の方はそういう状況は、やっ
ぱり徐々に進行していっている状況は私自身としては感じています。一概に障がい者やと言
ったって、「いや、ここまでは私がやります」と断ることもあるんですけどね。そういう面

ではやっぱりこの政策上の問題も誰もが住みやすい共生社会が一番あると思うんで。私自身としては、第三者の助けというのは本当にありがたいと思い過ごしておるような状態でございます。

【会長】

ありがとうございました。最後になりますけど、今年度からということで。

【委員】

そうですね。1回目はちょっと不参加でした、今日参加させていただいて、皆さんにいろんな意見を聞かせていただいて、本当に勉強になるというか、ありがたく思っております。私も民生委員を3期させていただきまして、去年の11月で終わらせていただいて、今自立支援、生活支援員ですかね、それを3年ほどさせていただいて、そういうお話も今日も聞かせていただきましたし、本当にいろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。他の皆さんがよろしかったでしょうか。

はい。ありがとうございました。いろいろなことを聞かせていただいて、これからにつなげていきたいというふうに改めて思った次第です。それでは最後になりますけれど事務局の方から、今後について何かありましたでしょうか。

【事務局】

長時間に渡りまして審議の意見交換ありがとうございました。事務局の方からの連絡ということでですね、今後の事業のご紹介をさせていただきます。最初にお配りさせていただいておりますが、チラシの方を2枚付けさせていただいております。まず1点目、1月24日日曜日にはですね、クラギ文化ホールで、清水健さんをお呼びさせていただきます。講演会をさせていただきたいと考えております。テーマの方がですね、「大切な人の想いととみに・・・」ということさせていただきますと思います。この方は現在フリーアナウンサーで各種メディアや司会等に出演されておりました、各地域でですね、講演会の方を数多くされている方です。自身の経験を元にですね、大切な人への想いということで、それをテーマに講演をさせていただきます。もう1枚の方がですね、2月6日土曜日人権映画会ということで、こちらの方はですね、三重県松阪地域防災総合事務所地域防災課と共催でですね、させていただきます事業となっております。こちらの方が2月6日土曜日に嬉野ふるさと館になるんですが、映画会の方をさせていただきます。映画は「キセキの葉書」ということで、内容といたしましては書いてある通りなのですが、認知症とうつ病を併発する母や、難病の娘と生活の中で、試練を乗り越えて生きていく主人公を描いたものでございます。あと、チラシ

はないんですが、人権・男女共同参画課といたしまして、2月13日にですね、松阪市男女共同参画松阪フォーラムが開催される予定になっております。以上が今現在の人権・男女として事業をこれからしていく中で掲げるものでございますので、ご理解とともにまた皆さんのご参加できるのであれば、ご参加もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。この点につきまして、質問とかありますでしょうか。よろしかったでしょうか。それでは長時間にわたりましてありがとうございました。これですべて終了しましたので、第2回松阪市人権施策審議会の方を終了とさせていただきます。ありがとうございました。